子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまち すみだ

5年後の将来像

子ども

心身ともに健康に育ち、 すみだに愛着と誇りを 持つ気持ちが育まれ ている

子育て家庭

安心して子どもを生み、 子どもの尊い命を守りなが ら、生きがいを持って 子育てをしている

地域(企業含む)

地域の力によりみんなで子 育てし、子どもの未来への 可能性を引き出している

基本目標

目標子どもの最善の利益を

優先します

目標 保育の量的整備 のみならず、保育の質を

重視します

目標

困難を抱えた子どもと 家庭への支援体制を 手厚〈します

目標

地域の子育て力及び 連携を強化します

目標

ワーク・ライフ・バランス を踏まえた支援を 実施します

具体的な方向性

- (1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
- (2) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の

.....

整備

(3) 子どもの心とからだの健康づくりの 促進

(1) 親と子の健康づくりの促進

- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスの拡充と質の向ト

(1) ひとり親家庭等への支援

(2) 障害のある子どもの発達と成長支援

- (3) 保護が必要な子どもとその家庭への支援
- (4) 子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮してい
- る子どもとその家庭への支援

(1) 親同士のつながりと子育て力の育成

- (2) 地域の子育で力の育成と協働
- (3) 企業等の子育て力との協働
- (4) 子育て支援ネットワークの構築
- (5)子どもの安全・安心を守るための環境の整備

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に

- むけた環境づくりの推進
- (2) 子育てにやさいいまちづくりの推進
- (3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

重点事業

- ·児童館事業
- ·児童館等整備事業
- ・学童クラブ
- ・学童クラブ待機児童の放課後の居場所の確保
- ・高学年の放課後の居場所の確保
- ・放課後子ども教室
- ・放課後子ども総合プランの推進
- ・公園再整備の計画的推進
- 国際理解教育の推進
- ・いじめ防止対策の推進
- ・小・中学校での食育の推進
- ・健康と体力向上の推進
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ・小児医療体制の充実・確保
- · 食育啓発·推進事業
- ·緊急一時保育
- ·一時保育
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育てひろば事業
- ・いっしょに保育
- ・子育て安心ステーション事業
- ・認定こども園の整備誘導
- ・既存保育所、幼稚園の認定こども園移行対応事業
- ・認可保育所の整備
- ・認証保育所の認可保育所への移行支援
- ·区立認可保育所改築計画
- ·延長保育
- ·訪問型病後児保育
- ·施設型病後児(病児)保育
- ・「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」 の策定・実施
- ・子ども主体の協同的な学びプロジェクト
- ·保育士の確保
- ・保育所における障害児保育
- ・学童クラブへの障害児の受け入れ
- ・障害(発達障害を含む)児の放課後対策
- ・要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化
- · 養育支援訪問事業
- ·認証保育所保育料負担軽減補助事業
- ・「すみだ家庭の日(毎月25日)」の普及と活用
- ・学校における地域人材の活用
- ・学校支援ネットワーク事業
- ・次世代ものづくり人材育成支援事業
- ・中学生の職業体験・保育体験学習の充実や
- 小学生の幼児との交流
- · 子育てサポーターの育成・活用
- ・地域子育て支援ネットワークの構築
- ・地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- ・保育コンシェルジュ事業(利用者支援事業)
- ·地域防犯対策
- ・安全・安心メール
- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業
- ・男性の育児参加にむけた意識啓発
- ・赤ちゃん休けいスポット事業
- ・子育て支援のための情報発信アプリの運用
- ・子育て支援に関する区ホームページコーナーの運用

子ども・子育て 支援事業計画

教育·保育給付

施設型給付

認定こども園 幼稚園 保育所

地域型保育給付

小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育

地域子ども・子育て 支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・セン ター事業(子育て援助活動支 援事業)
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ(放課後児 童健全育成事業)
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事 業